

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領

(平成16年3月31日告示第331号)

(平成17年9月16日告示第1101号の4一部改正)

(平成19年6月29日告示第589号の3一部改正)

(平成20年3月5日告示第171号一部改正)

(平成21年6月26日告示第619号一部改正)

(平成23年5月31日告示第578号一部改正)

(平成25年3月29日告示第330号一部改正)

(平成28年3月29日告示第412号一部改正)

(平成29年3月31日告示第326号一部改正)

(平成31年4月12日告示第403号一部改正)

(令和2年9月29日告示第747号一部改正)

1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる場合の手続（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定める。

2 対象工事

この要領による低入札価格調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価落札方式による一般競争入札に付するものとする。

なお、上記以外の工事についても、必要があると認められるときは、この要領に定める手続に従い、対象工事とすることができます。

3 低入札価格調査基準価格の設定

低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、原則として、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）、現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額（円未満切捨て）の合計額とする。ただし、調査基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の100分の92を超える場合は予定価格に100分の92を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、調査基準価格が予定価格の100分の75に満たない場合は予定価格に100分の75を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

4 調査手続の開始

入札の結果、調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して、落札者の決定を保留する旨を宣言し、地方自治法施行令第167条10の2第2項の規定に基づき落札者の決定をするための調査を行い、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

5 契約審査委員会の設置

(1) 4により調査の必要が生じた場合には、契約審査委員会を設置するものとする。

(2) 契約審査委員会は、当該工事の競争参加資格審査会又は指名審査会を活用するものとし、会長は、当該審査会の会長をもって充てる。

(3) 契約審査委員会における審議は、低入札価格調査報告書（様式1）に基づき行うものとする。

(4) 契約審査委員会の事務は、当該工事の契約担当課が行うものとする。

6 数値的判断による失格基準

契約担当課及び事業担当課は、失格判断基準価格未満の価格で入札を行った者があった場合には、7により調査を行うことなく、その旨を契約審査委員会に報告し、その意見を求めるものとする。

失格判断基準価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（円未満切捨て）、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（円未

満切捨て）、現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）及び一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額（円未満切捨て）の合計額とする。

7 調査及び検討

契約担当課は、調査基準価格未満の価格の入札であって、6の失格判断基準価格以上の価格の入札を行った者があった場合には、当該者から、工事費内訳書を徴取するとともに、原則として調査通知（様式2）の日から7日以内に調査資料（様式3～13）を提出させることとする。

契約担当課及び事業担当課は、提出された調査資料を基に、調査基準価格未満の価格で入札を行った者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により調査及び検討を行い、契約審査委員会へ報告するものとする。

なお、調査に当たっては、必要に応じ、他部局の専門技術職員の補助を依頼することができるものとする。

(1) 事情聴取を行う事項

- ア 当該価格により入札した理由（様式3）
- イ 契約対象工事近隣における手持工事の状況（様式4）
- ウ 契約対象工事に関連する手持工事の状況（様式5）
- エ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式6）
- オ 手持資材の状況（様式7）
- カ 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式8）
- キ 手持機械数の状況（様式9）
- ク 労務者の具体的供給見通し（様式10）
- ケ 過去に施工した県工事（様式11）
- コ 経営内容（様式12）
- サ その他必要な事項（様式13）

(2) 調査を行う事項

- ア 工事費内訳書の内容 必要に応じ詳細な工事費内訳書を徴取する
- イ (1)のケの県工事に係る工事成績及び工事現場立入点検結果
- ウ 経営状況 必要に応じ保証事業会社等へ照会を行う
- エ 信用状態 建設業法その他関係法令の違反の有無
- オ その他必要な事項

(3) 検討及び契約審査委員会への報告

契約担当課及び事業担当課は、(1)の事情聴取及び(2)の調査結果を総合的に勘案し、契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かを検討し、低入札価格調査報告書（様式1）に調査の結果及び契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かの意見を記載したうえで、契約審査委員会に報告し、その意見を求めなければならない。

8 契約審査委員会の審査

契約審査委員会は、6及び7の(3)により意見を求められたときは、審査を行うものとする。審査結果は委員の過半の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

9 契約審査委員会の審査結果に基づく落札者の決定等

(1) 審査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置

審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。（様式14、15）

(2) 審査の結果適合した履行がされないと認められる場合等の措置

- ア 6の失格判断基準価格未満の価格で入札を行った者は、失格とする。
- イ 7に定める調査資料の提出がない場合又は審査委員会がその価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないと認めた場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをしたもの（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

ウ ア又はイの場合で、次順位者が調査基準価格未満の価格の入札者であったときには、6以降と

同様の手続による。

エ 次順位者を落札者に決定したときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。（様式14～16）

10 最低価格入札者との契約に係る措置

契約担当課は、9の(1)により契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。また、適正な履行の確保のため、必要に応じて、重点的な監督や厳格な検査を実施するものとする。

(1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。

(2) 前金払の金額を請負代金額の10分の2以内とすること。

(3) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、落札者が過去2年以内に竣工した、あるいは現に施工中の県発注工事に関し、次のいずれかに該当する者であるときは、配置予定技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任で配置すること（落札者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする）。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された者

イ 施工中又は施工後において、発注者から工事請負契約に基づき修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直しは除く。

ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者

11 入札参加者への周知

一般競争入札及び条件付一般競争入札においては一般競争入札公告共通事項書及び対象工事の入札公告に、指名競争入札においては指名通知に、次に掲げる事項を記載することとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる調査基準価格を設けていること。

(2) 調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とはならぬ場合があること。

(4) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならないこと。

(5) 調査基準価格未満の価格で契約する場合は、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とすること。また、前金払については請負代金額の10分の2以下とすること。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事に関し、調査基準価格未満の価格で契約する場合において、契約の相手方が過去2年以内に竣工した、あるいは現に施工中の県発注工事に関し、次のいずれかに該当する者であるときは、配置技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任で配置すること（落札者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする）。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された者

イ 施工中又は施工後において、発注者から工事請負契約に基づき修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直しは除く。

ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月15日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

(様式 1)

低入札価格調査報告書

年 月 日

契約担当課 ○○部○○課

事業担当課 ○○部○○課

工事番号 工事名			
工事場所			
工種		工期	約 箇月
工事概要			
入札年月日	年 月 日		
入札参加業者数	者	入札方式	競争入札
予定価格	円	調査基準価格 失格判断基準価格	円 円
調査対象者名	商号 職氏名		
入札金額	(入札順位 第 位) 円 (予定価格の %)		
事情聴取結果	別添のとおり		
調査の結果	工事費 内訳書	(必要に応じ記載)	
	工事成績 立入結果	別添様式 10 のとおり	
	経営状況	(必要に応じ記載)	
	信用状態	(必要に応じ記載)	
	その他	(必要に応じ記載)	
意見	<ul style="list-style-type: none">・契約の内容に適合した履行がされると認められる・契約の内容に適合した履行がされないおそれがある <p>(必要に応じ理由を記載)</p>		

添付資料： 開札調書、事情聴取結果（様式 3～13）

(様式 2)

令和 年(2000年) 月 日

低入札価格調査通知書

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

令和〇〇年(2000年)〇〇月〇〇日に開札がありました、〇〇工事の入札について、下記のとおり通知します。

なお、提出期限までに調査資料が提出できない又は調査に対応できない場合は、別紙を提出して下さい(FAX可)。

記

1	調査資料の詳細	熊本県建設工事低入札価格調査実施要領のとおり
2	調査資料の提出期限、提出方法、提出先	令和〇〇年(2000年)〇〇月〇〇日 〇〇時(厳守) 持参に限る。 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課
3	事情聴取の実施日時及び場所	令和〇〇年(2000年)〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館 〇〇〇会議室

注) 本通知をご確認頂きましたら、お手数ですが、速やかに着信確認をお願い致します。

連絡先: 熊本県土木部〇〇課 担当: 〇〇 電話: 〇〇 FAX: 〇〇

別 紙

令和 年（2000年）月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 ○○ ○○ 印
(代表者の印)

担当者
所属部署
氏 名
<電 話>
<FAX>

下記の工事について、低入札価格調査通知がありましたが、都合により調査資料を提出できないので本紙を提出します。

記

- 1 工事番号 〇〇〇第 号
- 2 工事名 〇〇〇〇工事
- 3 調査通知日 令和 年（2000年）月 日

注1) 提出期限は、調査通知書 記2の調査資料の提出期限までとする。

注2) 提出方法は、調査通知書の着信確認連絡先に、持参またはFAXで提出すること。(FAXの場合は、電話で受領の確認を行い、後日持参または郵送すること。)

注3) 必ず代表者印を押印すること。(FAXの場合も同じ。)

(様式 3)

年 月 日に入札が行われた 工事に係る地方自治法施行令第 167 条の 1
0 の 2 第 2 項の規定に基づく低入札価格調査について、以下のとおり調査資料を提出します。

年 月 日

(JV の場合は構成員全員の記名押印)

入札者 商号又は名称

代表者名

印

(提出書類)

- 当該価格により入札した理由（本様式）
- 契約対象工事近隣における手持工事の状況（様式 4）
- 契約対象工事に関する手持工事の状況（様式 5）
- 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式 6）
- 手持資材の状況（様式 7）
- 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式 8）
- 手持機械数の状況（様式 9）
- 労務者の具体的供給見通し（様式 10）
- 過去に施工した県工事（様式 11）
- 経営内容（様式 12）
- その他必要な事項（様式 13）

当該価格により入札した理由

・当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請会社の協力等からの面から記載する。なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式 4)

商号又は名称

契約対象工事近隣における手持工事の状況

工事名	発注者	工期	金額	備考
<p>・ 対象工事現場付近（半径 10 km 程度）での手持工事の件名を記入し、その工事の場所を確認できる図面を添付すること。また、対象工事の位置も記入すること。図面の縮尺は自由とする。 (この図面は、様式 6 によることも可能。)</p>				
【事情聴取状況】			(※記入不要)	

(様式 5)

商号又は名称

契約対象工事に関する手持工事の状況

工事名	発注者	工期	金額	備考

・対象工事の同種又は同類の手持工事名を記入すること。備考の欄には施工場所の県名・市郡名まで記入すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式 6)

商号又は名称

契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連

- ・分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札書の事務所、倉庫等との関連が明確になるように記入すること。また、所在地も明らかにすること。図面の縮尺は自由とする。
(様式 4 の図面を兼ねることも可能。)

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式 7)

商号又は名称

手持資材の状況

品名 規格 型式	単位	手持 数 量	本工事での 使用予定量	不足数量の 手当方法	備考
・主に当該工事で使用する予定の資材について記入すること。					

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式 8)

商号又は名称

資材購入先及び購入先と入札者の関係

工種種別	品名規格	単位	数 量	購 入 先 名		
				業者名	所在地	入札者との関係
<ul style="list-style-type: none">・「入札者との関係」欄には、購入先予定業者との関係を記入すること。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等・関係を証明する規約、登録書等を添付すること。						
【事情聴取状況】				(※記入不要)		

(様式 9)

商号又は名称

手持機械数の状況

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	現在の利用状況
・主に当該工事に使用する予定の手持機械の状況を記入すること。					

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(様式 10)

商号又は名称

労務者の具体的供給見通し

工種	職種	単価	員数	下請会社との関係 下請会社名等
(例) 土工	普通作業員		200 (100)	同族会社 (株) ○○
配管工	配管工・普通作業員		120 (80)	□◇会メンバー (株) △▽
<ul style="list-style-type: none">・員数の欄は、カッコ内に自社労務者数を記入すること。・下請会社との関係を明記すること。・労務単価も記入すること。				
【事情聴取状況】				(※記入不要)

(様式 1 1)

商号又は名称

過去に施工した県工事

- ・過去3か年程度記載すること。熊本県工事の実績がない場合は、同一期間に施工した国・他都道府県工事を10件まで記載すること。
 - ・過去に施工した県工事で低入札価格調査を受けた案件には、備考欄に◎印を記すこと。
 - ・工事成績の通知を受けている場合は、その点数を備考欄に記載すること。国・他都道府県工事については、工事成績を示す通知の写しを添付すること。

【事情聽取狀況】

(※記入不要)

(※工事成績の記載のないものについては調査のうえ備考欄に記入、
工事現場立入点検結果が有る場合はその内容を備考欄に記入)

(様式 12)

商号又は名称

経営内容

- ・過去3年間の主な経営内容の変更とその理由を記載すること。
(合併、営業譲渡、会社分割等の企業再編手続や、会社更生法・民事再生法等の経営再建手続については必ず記載すること。)

- ・過去3年間の経営事項審査の経営状況分析評点(△点)の推移

(　年　　月決算)　　点
(　年　　月決算)　　点
(　年　　月決算)　　点

- ・過去3年間の営業年度終了の変更届の財務諸表の写しを添付すること。

【事情聴取状況】

(※記入不要)

(樣式 1 3)

商号又は名称

その他必要な事項

(様式 1-4)

第 号
年 月 日

(落札者)

商 号

代表者名 様

熊本県知事

落札決定通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、貴社を落札者と決定しましたので通知します。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 入札年月日

5 契約金額

(様式 15)

第 号
年 月 日

(入札参加者)

商 号
代表者名 様

熊本県知事

落札者決定通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 入札年月日
- 5 審査の結果落札決定した者
- 6 契約金額

(様式 16)

第 号
年 月 日

(最低価格での入札を行った者で落札としなかった者)

商 号
代表者名 様

熊本県知事

入札結果通知書

先に実施した下記入札について、低入札価格について審査した結果、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、貴社を落札者とせず、他の者を落札者としましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 入札年月日
- 5 落札決定した者
- 6 契約金額
- 7 貴社を落札者としない理由